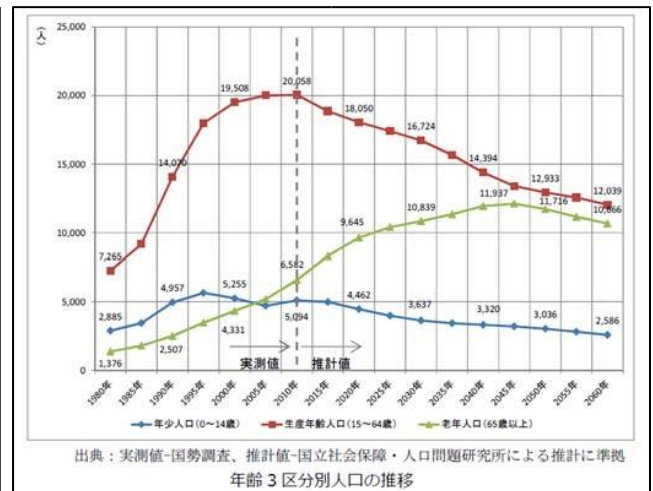
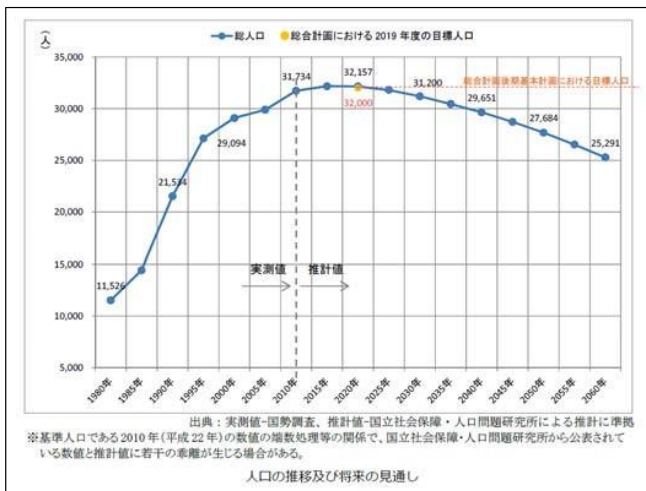


導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

猪名川町は兵庫県南東部の阪神地域に位置し、大都市近郊にありながら町域の8割が猪名川渓谷県立自然公園に指定されており、四季を通じて豊かな自然を感じられるまちである。本町は都市近郊のベッドタウンとして発展したが、現在では住宅開発が落ち着き、平成27年の国政調査における人口は、30,838人で、平成22年の31,739人をピークに減少に転じている。平成28年3月に策定した猪名川町地域創生総合戦略では、2060年の本町の人口は25,291人まで減少するという人口推移を示しており、生産年齢人口（15～64歳）は約6割に減少すると予想している。



出典：猪名川町地域創生総合戦略（平成28年3月策定）

本町の産業構造をみると産業3部門別では第3次産業に分類される事業所が約8割を占めており、日本標準産業分類の大分類では「卸売業、小売業」、「建設業」、「宿泊業、飲食サービス業」の順で事業所数が多い。

中小企業者の実態としては、昨年度猪名川町商工会で実施された管内商工業者を対象とした地域経済動向調査の結果をみると、「人材の確保」や「マーケティング」を現在直面している経営上の問題を挙げる事業者が多く、設備投資に対する設問では、「今後5年以内に新規で設備投資をする予定」と回答した事業所数に対し、「予定なし」と回答した事業所数が上回っていることから、設備投資に対する意欲は減退していることがみてとれ、設備投資を促進する環境を構築する必要がある。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定することで、事業者が先端設備等を導入するきっかけとなり、事業者の発展、地域経済の活性化に寄与することを目標とする。

また、猪名川町商工会の調査の設備投資に関する設問にて、「今後5年以内に新規で設備投資をする予定」と回答した事業所数を鑑み、導入促進基本計画の計画期間内に3件の先端設備等導入計画を認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、駅周辺、住宅地周辺、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、猪名川町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農林水産業、製造業サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。なお、事業所に常駐する雇用者がいない場合の計画については、認定の対象としない。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。